

令和4年度 第3回

芦屋市都市景観審議会

資 料

令和 5 年 3 月 1 7 日 (金)
芦 屋 市

《 資料一覽 》

会 議 次 第
出 席 者 名 簿

【 諮問事項 】

ア 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による特例許可について
・・・資料－1（事前配布）

【 協議事項 】

ア 芦屋景観地区景観形成ガイドラインの改定について・・・資料－2（当日配布）

【 報告事項 】

ア 景観地区における認定状況について・・・資料－3（当日配布）

イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について・・・資料－4（当日配布）

令和4年度第3回芦屋市都市景観審議会

日時：令和5年3月17日（金）午後2時30分～

場所：芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告、会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

(諮問事項)

ア 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による特例許可について

(協議事項)

ア 芦屋景観地区景観形成ガイドラインの改定について

(報告事項)

ア 景観地区における認定状況について

イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について

4 その他

5 閉 会

芦屋市都市景観審議会委員出席者名簿（令和5年3月17日開催）

区 分	氏 名	経 歴 等	出欠予定
学 識 経 験 者	とくおの てつ 徳尾野 徹	大阪公立大学大学院工学研究科教授	○
	こうら ひさこ 小浦 久子	神戸芸術工科大学環境デザイン学科教授	○
	くりやま なおこ 栗山 尚子	神戸大学大学院工学研究科建築学専攻准教授	○
	かが ひろゆき 加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科教授	○
	たけやま ひろし 嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授	○
	ますおか りょう 増岡 亮	大手前大学建築&芸術学部准教授	○
	ひらた ともひと 平田 智仁	弁護士	○
関係行政機関の職員	いとう てるひこ 伊藤 晃彦	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	○
市 議 会 議 員	かわしま 川島 あゆみ	建設公営企業常任委員会 委員長	○
市 民	なかまえ 中前 あゆみ	市民委員（公募）	○

市職員出席者名簿

市長	いとう まい 伊藤 舞	都市計画課主幹	ながら しょうこ 長良 晶子
副市長	さとう とくじ 佐藤 徳治	都市計画課まちづくり係長	おかもと しゅうぞう 岡本 周三
技監	にしだ のりお 西田 憲生	都市計画課主査	ふくい たつや 福井 辰哉
都市建設部部長	つじ まさひこ 辻 正彦	都市計画課	わき なおこ 脇 直子

芦屋景観地区景観形成ガイドラインの改定について

【 協議事項 ア 】・・・資料－２

芦屋景観地区
景観形成ガイドライン
当初

芦屋景観地区

景観形成ガイドライン

緑豊かな美しい芦屋の景観をめざして



芦屋市

はじめに

緑豊かな六甲山を背景に、美しい川と海に恵まれ、南へ緩やかに傾斜した明るく開放的なまちを形づくっている芦屋市は、市民や事業者の景観への意識の高さから、優れた景観に恵まれた緑豊かな美しい住宅地として発展してきました。

これまで、平成8年10月に施行された芦屋市都市景観条例（自主条例）に基づき、大規模建築物等の計画に対し助言・指導を行うとともに、景観に大きく影響を与える建築物等については景観アドバイザー会議において個別に事業者および設計者と協議を行い、まちの景観の向上に努めてきました。

このたび、より良好な景観の創造をめざし、芦屋市全域を景観法で定める「景観地区」に指定し、併せて本ガイドラインを作成しました。建築物等を計画・設計するにあたっては、本ガイドラインを参考に「緑豊かな美しい芦屋の景観」の形成に努めてください。

目次

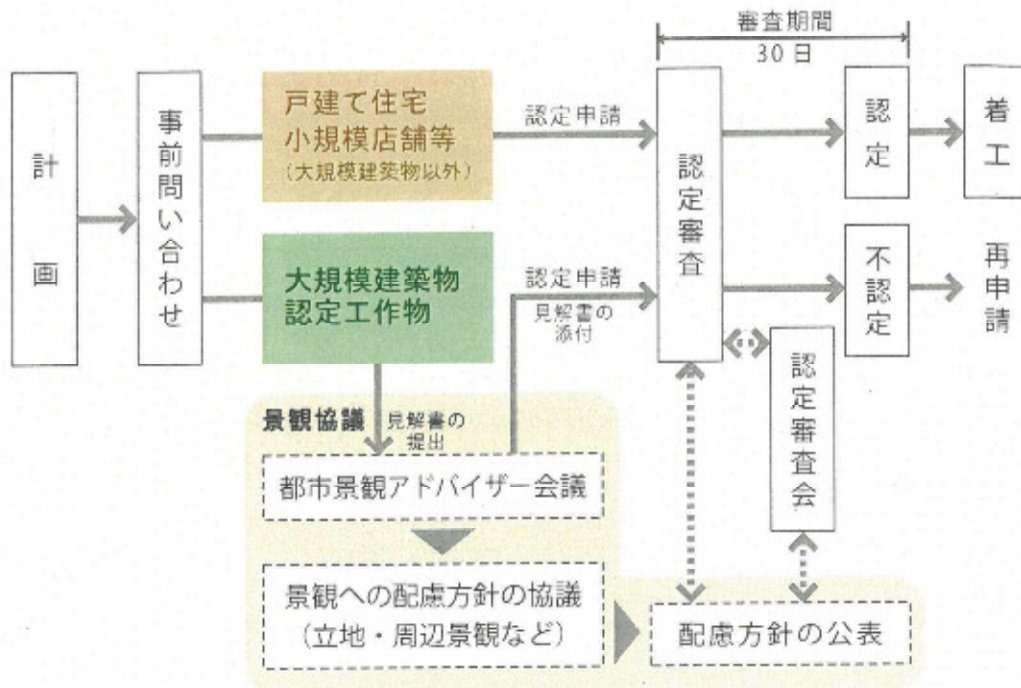
■ガイドラインについて……………	1
ガイドラインの使い方……………	1
ガイドラインの構成と 項目別基準との対応……………	2
■景観形成のガイドライン………	3
I. 配置・規模……………	4
II. 建築物本体……………	8
III. 外構……………	13
IV. 付随設備……………	19
V. 工作物……………	20

ガイドラインの使い方

大規模建築物の建築、認定工作物の建設等においては、都市景観アドバイザー会議による「景観協議」に景観への配慮方針に関する見解書を提出していただき、その考え方を説明いただきます。本ガイドラインを参考に景観への配慮事項を整理してください。

戸建て住宅や小規模店舗などの景観協議が不要で、色彩の認定基準のみが定められているものに関しても、本書で説明されている考え方をもとに、景観に十分配慮した設計を進めてください。

芦屋景観地区における手続きの流れ



都市景観アドバイザー会議による景観協議

【協議の内容】

事業者が提出する見解書、設計図書（参考）をもとに、計画地の周辺景観の状況、計画に反映すべき景観配慮の方法について協議を行う。

- ① 現地の状況に合った景観配慮の方法を協議
- ② 専門家の知見を活かした周辺景観の読み解きや景観配慮方法について協議
- ③ 景観配慮方針を市と事業者で確認

【対象】

- ・ 大規模建築物全件（事業者の要望等あれば、それ以外も可）
- ・ 認定工作物のうち、景観に大きく影響を与えるもの

ガイドラインの構成と項目別基準との対応

本ガイドラインは、建築物等の計画・設計の段階に対応したフェーズ（段階）に応じて構成されています。フェーズ（段階）は大きく5つ設定し、建物の規模や配置の検討段階は「Ⅰ. 配置・規模」、建物の具体的内容は「Ⅱ. 建築物本体」、敷地のしつらえなどの通り外観は「Ⅲ. 外構」、屋上設備などのしつらえは「Ⅳ. 付随設備」、工作物の計画・設計は「Ⅴ. 工作物」として掲載しています。

各フェーズでは、配慮事項とそのイメージを示していますので、これを参考に、立地や周辺景観に応じた計画・設計を行い、芦屋市がめざす『緑豊かな美しい芦屋の景観』の形成に努めてください。

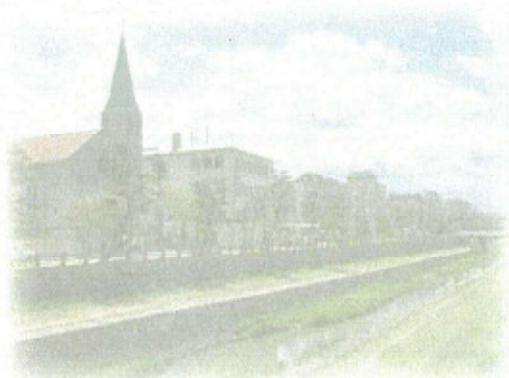
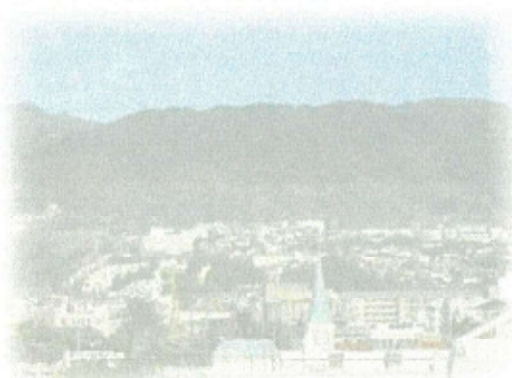
また、本ガイドラインと、景観法で定める項目別基準との対応を以下に示していますので、景観への配慮方針に関する見解書を作成する際の参考として下さい。

●ガイドラインの構成と景観法で定める項目別基準との対応

フェーズ	景観構成要素	配慮事項	項目別基準					
			建築物					工作物
			位置・規模	屋根・壁面	色彩	屋上・壁面設備	付随する施設	
Ⅰ 配置・規模	1 建物の配置・規模	1 山・海など日常的なアイレベルからの眺めを大切にす 2 芦屋川や南北道路など南北軸の眺めを阻害しない 3 エントランス周りなど接道部分の配置やしつらえは、全体の計画の一部として十分に検討する 4 街角を意識した配置とする(街角広場の配置等)	●					○
	2 景観資源を活かす	1 既存の緑地・高木や石積等を保全・活用する 2 歴史的建築物を保全・再利用する	●	●				○
	3 周辺との連続性	1 分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとする 2 建築物の高さ、あるいは塔屋・屋根の形態を揃えることにより、連続したスカイラインを形成する 3 通りや周辺と共通する建築意匠や植栽を採り入れ、街並みの連続性を維持する	●	●				○
Ⅱ 建築物本体	1 屋根・壁面の意匠	1 屋根・壁面は、景観形成に寄与し建築物全体がまとまりのある意匠となるよう工夫する 2 ファサード以外の壁面も適切なデザインとする(特に露出する部分) 3 バルコニーや屋外階段などの構成要素に配慮する		●	●	●		○
	2 屋根・壁面の材料	1 石、土、木質系等、経年によって風合いを増すものや、周辺景観と調和した素材を用いる 2 周辺との連続性に配慮し、通りや周辺に多く見られる好ましい要素としての建築素材を取り入れる		●	●	●		○
	3 色彩	・ 色遣ひは近隣との関係で判断し、配色は落ち着いたものとする		●	●			○
Ⅲ 外構	1 エントランス周り	①アプローチ 1 植栽等の配置を工夫し、うるおいのある空間とする 2 周辺の景観と調和し、質の高い空間とする ②駐車場/駐輪場 1 道路から自動車・自転車が見えにくい構造とする(生垣・中高木等) 2 入口は、街並みを分断しないよう極力通りから見えない配置とする 3 周辺と調和した意匠・外壁仕上げとする(緑化ブロック等) ③ゴミ置場等 1 道路から直接見えにくい配置とする 2 建築物や周辺と調和した意匠とし、露出する部分の修景を行う						●
	2 一体感のある敷地のつくり方	①植栽・緑化 ・ 十分な植栽を施し、通りと建築物が一体感のある緑豊かな空間とする ②窓・軒 ・ 簾や冊等は、周辺景観や植栽と調和した素材・色彩・形態とするなど、通りに対して配慮する ③擁壁 ・ 擁壁等は、周辺景観と一体的な接道部のしつらえとし、圧迫感を出さないように修景する						●
	Ⅳ 付随設備	建物に付随する設備 ・ 周辺から見えないまたは目立ちにくい意匠とする				○	●	○
	Ⅴ 工作物	周辺景観と調和する工作物 1 擁壁等の修景 2 高架道路・高架鉄道・橋脚歩道・橋梁等の修景 3 アンテナ等の修景 4 立体駐車場の修景			○			○

●：該当項目 ○：関連項目

景観形成のガイドライン



I 配置・規模

1. 建物の配置 ・規模

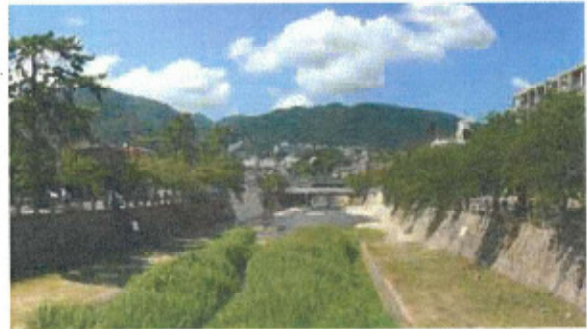
【基本的考え方】

- ・ 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とする。

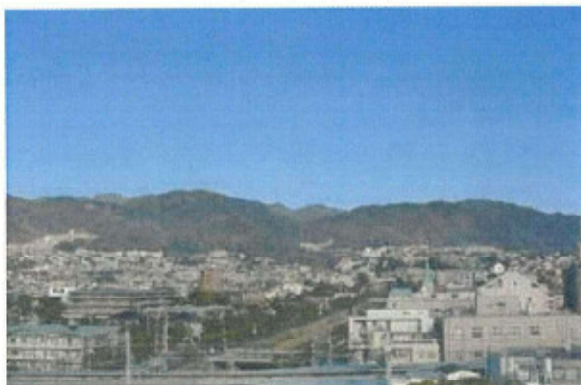
- 山・海など日常的なアイレベルからの眺めを大切にする
 - ・ 山や海を背景とした遠景としての見え方に配慮し、周辺から突出した外観としない
- 芦屋川や南北道路など南北軸の眺めを阻害しない
 - ・ 芦屋の景観を特徴づける山・海、南北軸の眺めを阻害しないように配慮する



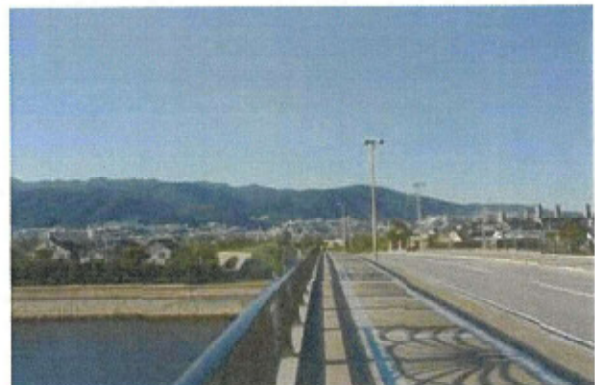
山裾では建物が緑の中にとけ込み、背景の斜面の緑と一体感のある外観とする



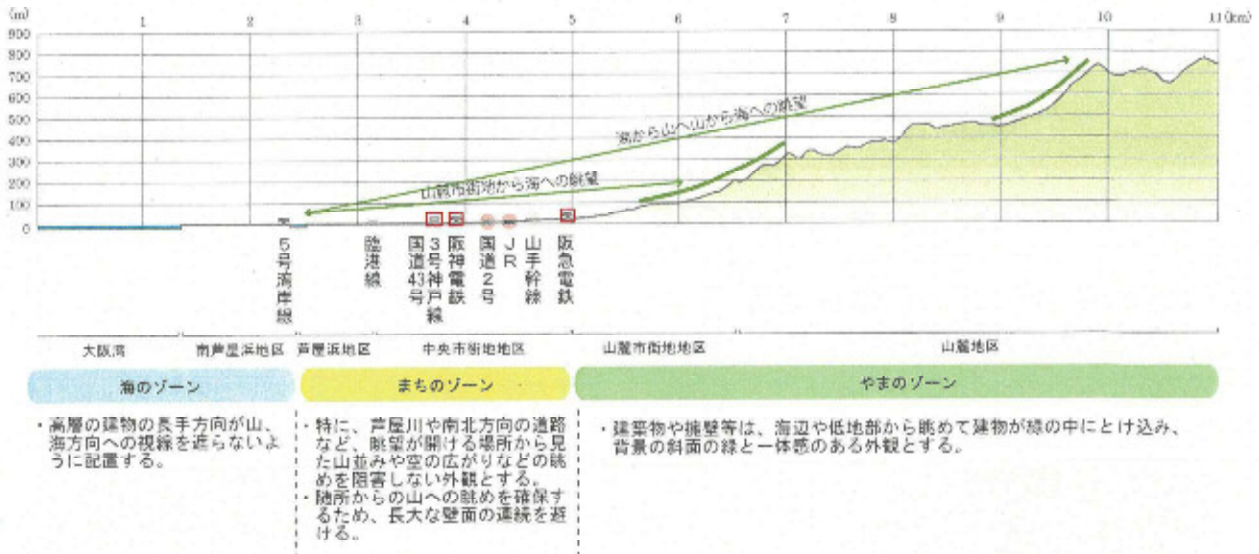
芦屋川沿いの眺望景観、山並み・空の広がりなどの眺めを守るよう配慮する



芦屋川や南北方向の道路など、眺望が開ける場所から見た、山並みや空の広がりなどの眺めを阻害しない外観とする



※芦屋の景観構造と眺望配慮の方向性（ゾーンは都市計画マスタープランにもとづくものです）



● エントランス周りなど接道部分の配置やしつらえは、全体の計画の一部として十分に検討する



アプローチ、エントランス周りを一体的にデザインし、緑豊かで質の高い空間を構成している例



● 街角を意識した配置とする（街角広場の配置等）



街角広場に面して建物を配置し、街角としての空間を特徴づけている例



派手さではなく、建築デザインの質によって街角を特徴づけている商業施設の例（松本市）

I 配置・規模

2. 景観資源を 活かす

〔基本的考え方〕

- ・現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とする。

- 既存の緑地・高木や石積等を保全・活用する
- 歴史的建造物を保全・再利用する



外構（石積・高木・アプローチ等）が保全・活用された例



既存の樹木を保存した例



既存の緑と外構を残し、元の環境を生かしつつ十分な植栽を施している例



歴史的建造物が再利用された例

I 配置・規模

3. 周辺との連続性

[基本的考え方]

- ・周辺景観と調和した建築スケールとし、通りや周辺との連続性を維持・形成するような配置、規模及び形態とする。
- ・通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とする。

- 分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとする



周辺の建築ボリュームに合わせ壁面を分節している大規模な中層集合住宅の例



色使いの変化により壁面を分節し圧迫感を軽減している例

- 建築物の高さ、あるいは塔屋・屋根の形態を揃えることにより、連続したスカイラインを形成する
- 通りや周辺と共通する建築意匠や植栽を採り入れ、街並みの連続性を維持する



芦屋川沿いで建築物の高さが揃い、スカイラインの連続性が保たれている例



軒の高さを揃えることによりスカイラインに連続性を持たせている例



住宅地内で周辺のスケールに合わせた勾配屋根とすることにより、周辺との連続性を維持している例



塔屋や屋根のデザインを工夫してリズムカルなスカイラインを形成している例

Ⅱ 建築物本体

1. 屋根・壁面の 意匠

【基本的考え方】

- ・ 壁面の意匠は、周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減する。
- ・ 側面や背面の意匠についても、周辺の景観と調和したものとする。

- 屋根・壁面は、景観形成に寄与し建築物全体がまとまりのある意匠となるよう十分工夫する



ベイバルコニーの柱型を強調することで、まとまりのある壁面意匠としている集合住宅の例



屋根のデザインを工夫している例



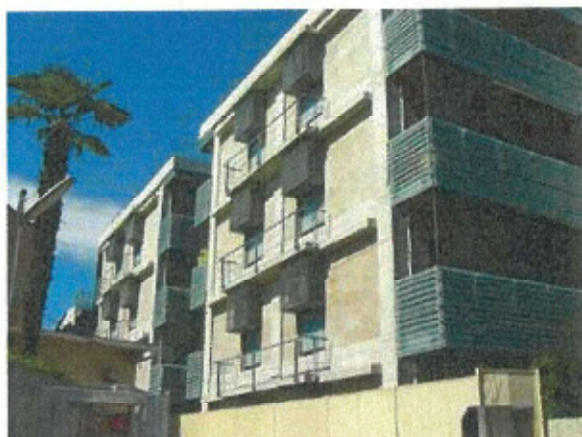
壁面の色彩に変化をもたせてボリューム感を軽減している例



御影石を基調とした色彩により周辺の景観と調和したデザインの例

● ファサード以外の壁面も適切なデザインとする（特に露出する部分）

- ・ 目地、庇、開口部等で変化をつける
- ・ 正面に用いている意匠や素材を側面にも回り込ませるなど、正面と一体性をもたせる
- ・ 特に駐車場や通路、庭等の空間に面し、通りからよく見える面は正面と同等の意匠とする



壁面の素材や凹凸のある正面と一体感のある側面デザインの例

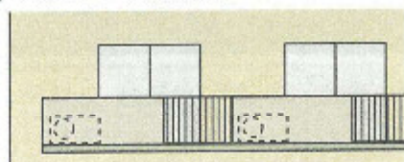


バルコニーの素材を側面にも回り込ませたり、色調に変化をつけるなど、丁寧な側面デザインの例

● バルコニーや屋外階段などの構成要素に配慮する

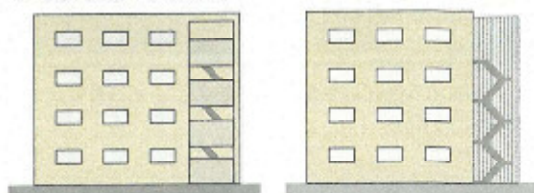
- ・ バルコニーは建築物と調和した意匠とすると同時に、洗濯物やエアコンの室外機などが通りから見えにくい構造等とする
- ・ 屋外階段は、形態、材料、色彩など建築物と一体的な意匠とする、あるいはルーバーで覆うなどして無表情な鉄骨が露出しないようにする

● バルコニーの修景方法



クーラーの室外機等の設備を床置きとし、パネル等で隠す

● 屋外階段の修景方法



建物と一体的な意匠や色彩とする、あるいはルーバー等で覆う



バルコニーに目隠しを設け設備類を隠した例



集合住宅の共用階段を階段室型とし、建物の外壁と一体的にデザインした例

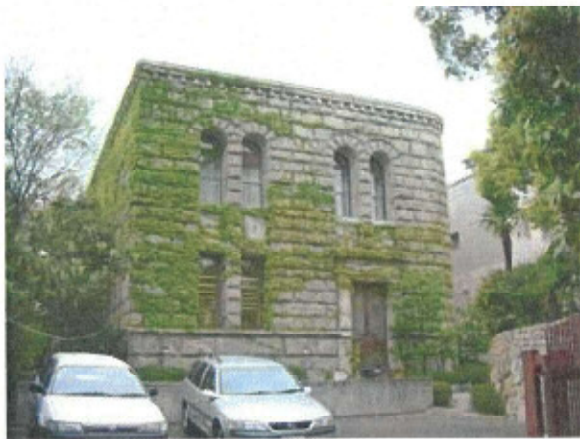
Ⅱ 建築物本体

2. 屋根・壁面の材料

[基本的考え方]

- ・ 主要な材料は、周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならぬものを用いる。

- 石、土、木質系等、経年によって風合いを増すものや、周辺景観と調和した素材を用いる
- 周辺との連続性に配慮し、通りや周辺に多く見られる好ましい要素としての建築素材を取り入れる
 - ・ 御影石等地域性に配慮した素材を使用する（自然素材等）
 - ・ 通りや周辺に多く見られる好ましい要素（建築素材、石積みや植栽）を採り入れる
 - ・ 特に歩行者の目線の近い低層部では積極的に質感・表情のある素材を活用する



経年に耐えて風合いを増す自然石のこぶ出し等による味わい深い仕上げの例



レンガと石による味わい深い質感の外壁としている例



外構素材や建築物の明度を隣地の施設と近いものとしている例



建具等への木質素材の使用により、やわらかであたたかみのある風合いが感じられる例

Ⅱ 建築物本体

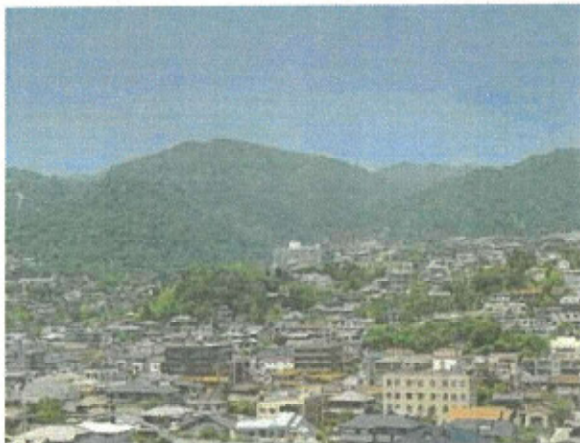
3. 色彩

〔基本的考え方〕

- ・ 建築物の色彩は、芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とする。特に外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図る。屋根の明度及び彩度については、外壁色と調和したものとする。

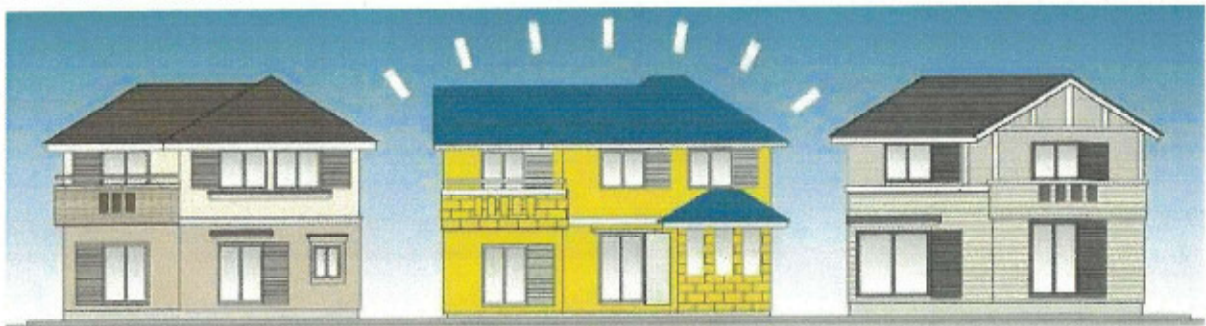
● 色選びは近隣との関係で判断し、配色は落ち着いたものとする

- ・ 山や空を背景とする部分は低彩度とする
- ・ 外壁の基調色は芦屋の景観色を念頭においたものとする
- ・ 屋根の色は外壁色との調和を図る
- ・ アクセントカラーは必要な範囲でポイント的に用いる



芦屋の都市景観の基調となる色彩は、外壁は無彩色から、Y、YR、R系の彩度の低い温かみのある色彩である。屋根も一部には高彩度のものがあるが、全体としては落ち着いた色彩である

● 調和していない色彩例



周囲の住宅との調和を欠いた派手すぎて違和感のある色彩は、街並みとしてのまとまりが感じられず、街並みのイメージを低下させることになる

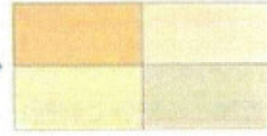
＜参考＞芦屋の景観色

「芦屋の景観色」とは、長年の間に市民の生活になじみ、共通して好まれている郷土色、又は芦屋の都市景観の基調色というべき色彩であり、[花崗岩のベージュ色・暖かい灰色]、[六甲山の青色・緑色、松の深い緑色]といった色彩が挙げられます。

こうした芦屋の景観色を念頭において、建築物工作物の外観色を検討してください。



御影石（黄系）の基調色



御影石（赤系）の基調色



土の色の基調色



松葉の緑の基調色



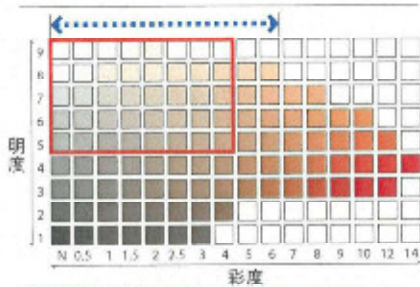
六甲山の基調色



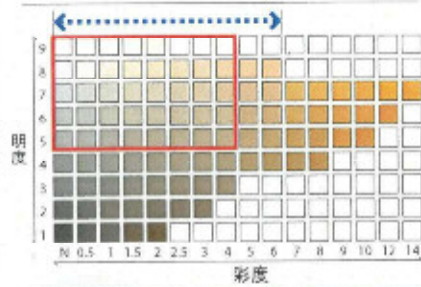
＜参考＞カラーチャート（外壁の基調色として用いて良い色彩の範囲）

□ 大規模建築物 ◀.....▶ 大規模以外の建築物

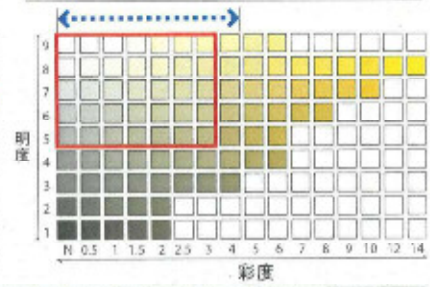
R（赤）系の色相



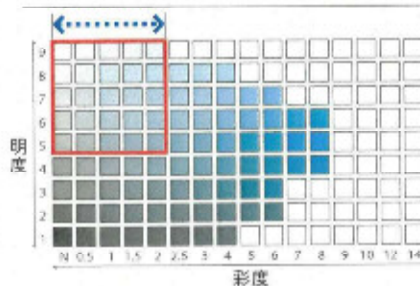
YR（黄赤）系の色相



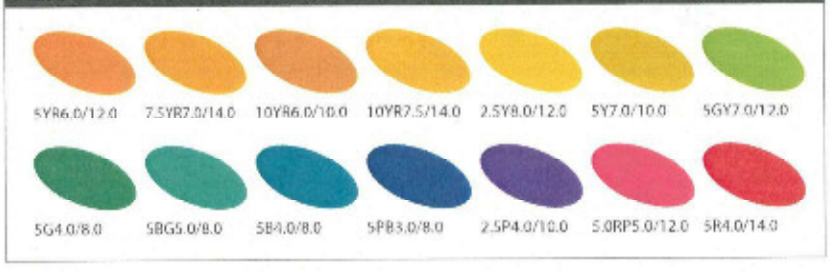
Y（黄）系の色相



その他の色相



基調色として使用できない色彩例



Ⅲ 外構

1. エントランス 周り

① アプローチ

[基本的考え方]

・ 植栽等の配置を工夫し、緑豊かで質の高いデザインとする。

- 植栽等の配置を工夫し、うるおいのある空間とする
- 周辺の景観と調和し、質の高い空間とする



アプローチや植栽、設備等の配置を工夫し、うるおいのある接道部の例



エントランス周りを一体的にデザインし、周辺と調和した質の高い空間としている例



エントランス周りに効果的な高木を配置している例



御影石の門柱を配置し、質の高い空間を演出している例

Ⅲ 外構

1. エントランス 周り

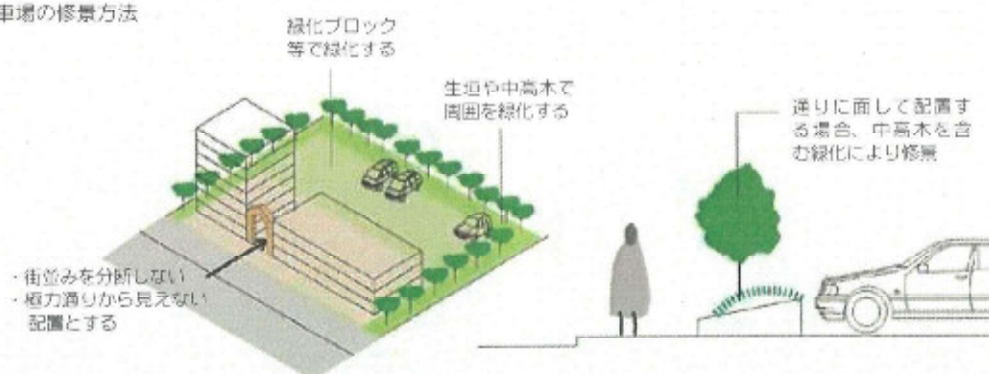
② 駐車場・駐輪場

[基本的考え方]

- ・ 駐車場を、周辺から見えない又は見えにくくなるよう配置し、露出する部分を修景する。

- 道路から自動車・自転車が見えにくい構造とする（生垣・中高木等）
- 入口は、街並みを分断しないよう極力通りから見えない配置とする

● 駐車場の修景方法



目立ちにくい駐車場入口の例



駐車場の路面の舗装を工夫し、周囲を緑化している例

- 周辺と調和した意匠・外壁仕上げとする（緑化ブロック等）



駐車場の車路の舗装を工夫し、路面を緑の空間としてしつらえている例



駐車場を建築物と一体的にデザインしている例

Ⅲ 外構

1. エントランス 周り

③ ゴミ置場等

[基本的考え方]

- ・ ゴミ置場を周辺から見えない又は見えにくくなるよう配置し、露出する部分を修景する。

- 道路から直接見えにくい配置とする
- 建築物や周辺と調和した意匠とし、露出する部分の修景を行う



ゴミ置場を道路から見えにくい位置に配置するとともに、建築デザインと一体化させ、建築物と調和した意匠とした例



建築物と一体化したデザインとすることで、通りに面したゴミ置場の存在感を軽減している例



建物の外壁と同様の仕上げによる修景を施している例



消火設備（送水口等）を石積み風とすることで、周辺との調和を図っている例

III 外構

2. 一体感のある敷地のつくり方

① 植栽・緑化

[基本的考え方]

- ・十分な修景植栽を施すことにより、緑豊かな外観意匠とする。

● 十分な植栽を施し、通りと建築物が一体感のある緑豊かな空間とする

- ・道路際や敷地内に植栽を配置し、緑豊かな通り外観を演出する
- ・建築物の圧迫感を軽減するため壁面緑化を施す
- ・シンボルツリー等を配置し、街角らしいデザインの創出を図る



塀を後退させ後退部分に緑豊かな植栽を施した例



敷地境界部に四季を感じられる植栽を施した例



開口部の少ない壁面が通りに面し、十分なセットバックもできない場合の壁面緑化による工夫例



シンボルツリーを効果的に配置し街角を特徴づけている例

「芦屋市住みよいまちづくり条例」における緑地保全の基準

【緑地の確保】

緑地面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)は、原則として、次の表による。

区分(用途地域)	緑化率
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	30%以上
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	20%以上
近隣商業地域、商業地域	10%以上

※詳細は条例の基準をご覧ください

【緑地に対する植栽基準】

緑地に対する植栽基準は、緑地面積の10.0平方メートル当たり6本とし、うち1本は高木(植栽時3.5メートル以上)、うち2本は中木(植栽時1.5メートル以上)とするものとする。ただし、芦屋市都市景観条例(平成21年芦屋市条例第25号)の規定に基づく大規模建築物で景観協議の対象となるものについては、景観協議によるものとし、緑地面積の10.0平方メートル当たり6本とし、うち2本は高木を原則とする。なお、既存の幹周1メートル以上の樹木並びに新植で高さ5メートルを超える樹木及びシンボルツリーは、上記算定において高木1本を2本とみなすことができる。

Ⅲ 外構

2. 一体感のある敷地の作り方

② 塀・柵

【基本的考え方】

- ・ 建築物に付属する塀、柵等の囲障は、植栽計画と一体となった意匠とする。

- 建築物に付属する塀や柵等は、通り及び周辺の建築物や囲障の状況を読み取り、周辺や植栽と調和した素材・色彩・形態としたり、外からの敷地の見せ方・隠し方を考え、通りに対して配慮する

- ・ 塀や柵等を設置する場合は、生垣とするなど、道路に対してうるおいのあるものとする
- ・ 無表情で圧迫感のあるブロック塀等は避け、建築物や周辺と一体となった素材や色彩を用いる事で表情のある囲障とする
- ・ 前面や壁面、上部への植栽、又は敷地内の植栽を透視できる形状・しつらえにより、うるおいを創出する



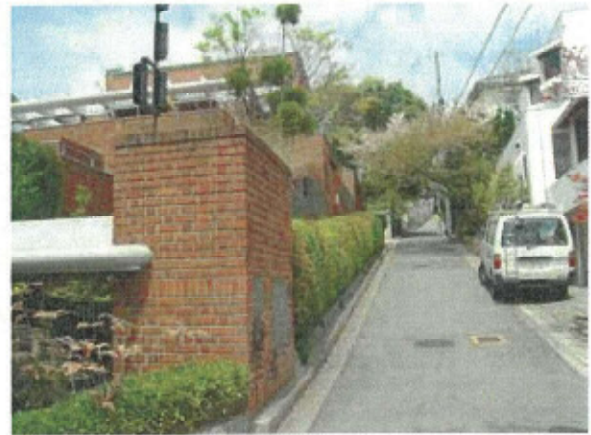
単調なフェンスを緑によって隠している例



戸建てと中層の混在する住宅地内で外構素材を協調している例



建築に使用している木製の格子状の囲障を用いて建築物との一体感を持たせている例



塀の前面に植栽を配置することで、圧迫感を軽減し、通りにうるおいを創出している例

Ⅲ 外構

2. 一体感のある敷際のつくり方

③ 擁壁

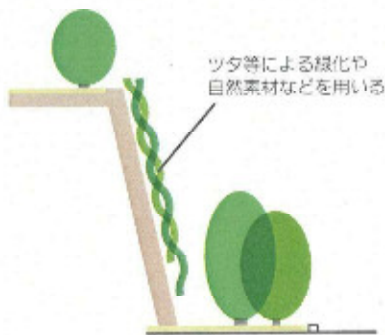
【基本的考え方】

- ・ 建築物に付属する擁壁等は、自然素材の使用や植栽との組合せ等周辺の景観と調和した意匠とする。

- 建築物に付属する擁壁等は、周辺景観と一体的な接道部のしつらえとし、適切な方法により圧迫感を出さないように修景し、通りに対して配置する

- ・ 単調で長大な壁面の連続とならないよう水平、垂直方向の長さに応じ、適切に変化をつける
- ・ 自然素材を用い、表情のある壁面とする
- ・ 前面や壁面、上部への植栽により、うるおいを創出する

- 擁壁等の前面への修景植栽の方法



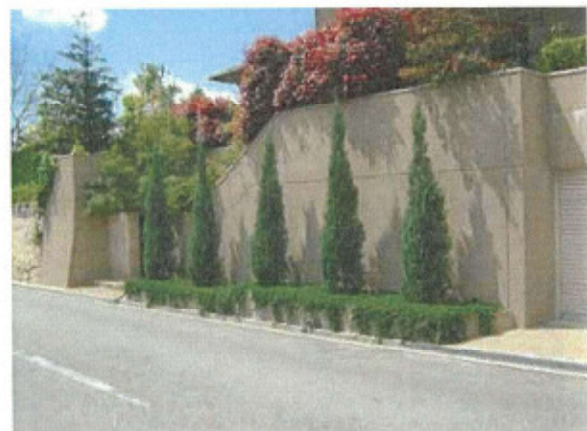
擁壁の上部や前面への効果的な植栽とツタなどによる壁面の修景



擁壁を徐々に立ち上げ、緑化した法面と効果的に組み合わせている例



石積み擁壁と前面と上部に修景植栽を施し、圧迫感を軽減した例



擁壁の全面の上部に修景植栽を施し圧迫感を軽減した例

IV 付随設備

建物に付随する 設備

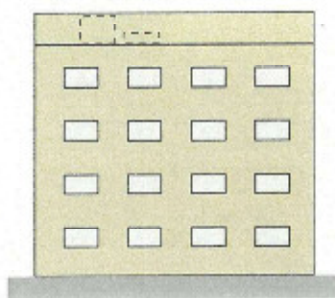
【基本的考え方】

- ・塔屋並びに外壁、屋根及び屋上に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は、建築物と調和した意匠とする。

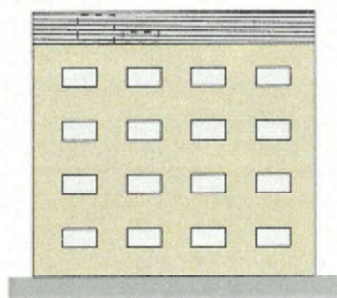
● 周辺から見えないまたは目立ちにくい意匠とする

- ・屋根、屋上部は勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的にデザインし、すっきりした屋上とする
- ・屋上設備は、壁面を立ちあげるか、ルーバー等により適切な覆いを設置する
- ・外壁等に設置される給水管やダクト等は、外壁面に露出させないように、修景されたカバーを設けるか、露出する場合は、壁面と同一の色調にするなど景観的处理を行う

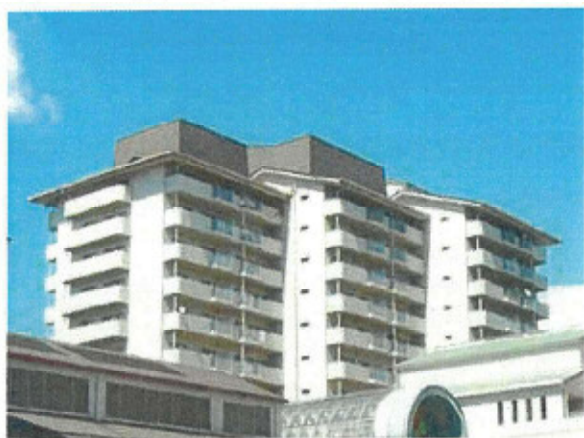
● 屋上設備の修景例



壁面を立ち上げて覆う



ルーバー等で覆う



屋上設備を屋根に取り込んでいる例



屋上設備をルーバーで覆って修景している例

V 工作物

周辺景観と 調和する工作物

【基本的考え方】

・敷地内の配置、規模、意匠、工作物一般基準材料、色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、緑豊かな美しい景観の形成を図る。

◆擁壁等の考え方

擁壁等は、以下に示すように、スケールや素材、意匠などについて、周辺景観との調和に配慮し、植栽を組み合わせることで圧迫感を軽減するなど、通りに対して修景を施す必要があります。

● 擁壁等は、現存する景観資源を可能な限り生かしつつ、周辺との連続性のある一体的なしつらえとし、適切な方法により圧迫感を出さないように修景し、通りに対して配慮する

- ・現存する石積みを残したり、自然素材を用いることで表情のある壁面とする
- ・単調で長大な壁面の連続とならないよう水平、垂直方向の長さに応じて分節化する
- ・前面や壁面、上部に修景植栽を施し圧迫感を軽減するとともに、うるおいを創出する



壁面と表情の異なる擁壁により分節化するとともに、緑化によりうるおいを創出している例



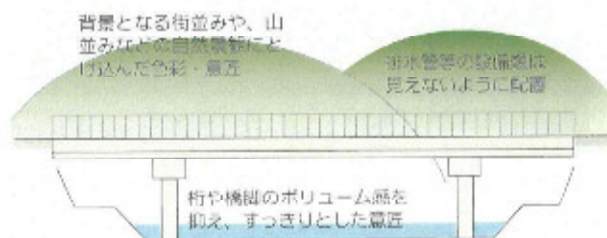
玉石積みの表情のある壁面とし、壁面後退部と上部に緑化することでうるおいを演出している例

◆高架道路・高架鉄道・横断歩道・橋梁等の考え方

高架道路・高架鉄道・横断歩道・橋梁等は、以下に示すように周囲と調和した意匠や色彩とし、附属する設備は見えないうように工夫する事が必要です。

● 山への眺め等の自然景観との調和、周辺景観との調和のある意匠や色彩とし、設備類は見えないう位置に配置するか、目立たないような修景を施す

● 橋梁の景観配慮例

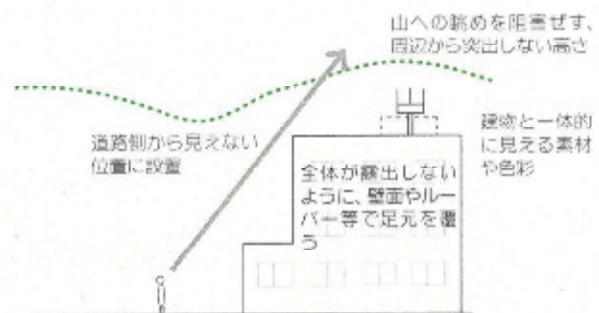
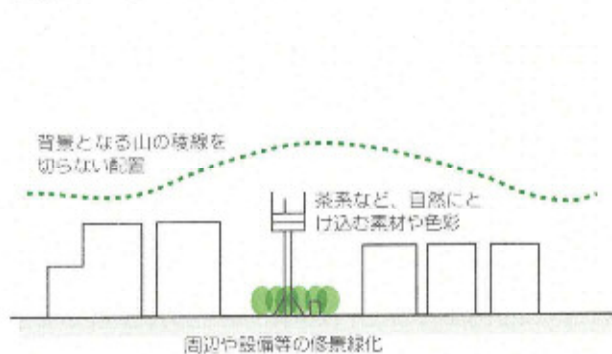


緑化することで圧迫感をやわらげている例

◆アンテナ等の考え方

アンテナや塔状の工作物は、以下に示すように、海や山への眺めを遮らず、また眺めを損ねないような配慮が必要です。さらに、設備等が周囲から見えないうように修景する必要があります。

- アンテナ等は、海や山への眺めを遮らない配置とし、自然景観に調和する意匠、素材や色彩を用いる
 - ・ 山の稜線など主要な眺めを遮らず、周辺から突出して見えないような配置とする
 - ・ 茶系など、自然にとけ込む落ち着いた色彩とし、反射性・光沢性のある素材は用いない
- 設備類が周囲から見えないように修景し、足下に修景植栽を施すなど、通りから見た外観に配慮する
- 建築物の屋上等に設置する場合は、通りから見えない位置に配置し、見える場合は色彩や材料に配慮した修景措置を施す
- 独立して建てる場合の例
- 建築物と一体となって設置する場合の例



◆立体駐車場等の考え方

立体駐車場等は、山や海への眺めを損ねない配置や規模とするとともに、以下に示すように、雑然とした印象とならないよう修景することが必要です。

- 道路側に圧迫感を与えないような配置や規模とし、周辺の建築物等と調和した意匠や色彩を用いるとともに、植栽等による修景を行う
 - ・ 周囲の建築物と同様の意匠を用いたり、落ち着いた素材・色彩を用いる
 - ・ 通りから後退して植栽を施したり壁面緑化など、無表情な鉄骨等が露出しないようにする
 - ・ 設備類は見えない位置に配置するか、目立たないように修景を施す



緑化と目隠しパネルにより機械式駐車場を修景している例



機械式駐車場の鉄骨が通りに露出しないよう、接道部に修景植栽を施している例

芦屋景観地区

景観形成ガイドライン

緑豊かな美しい芦屋の景観をめざして

平成21年9月

問い合わせ：芦屋市 都市環境部 都市計画課 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-31-2121（代） FAX：0797-38-2164